

小矢部市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
令和 元年度	人 29,783	千円 16,589,963	千円 133,784	千円 2,006,233	% 12.1	% 11.8

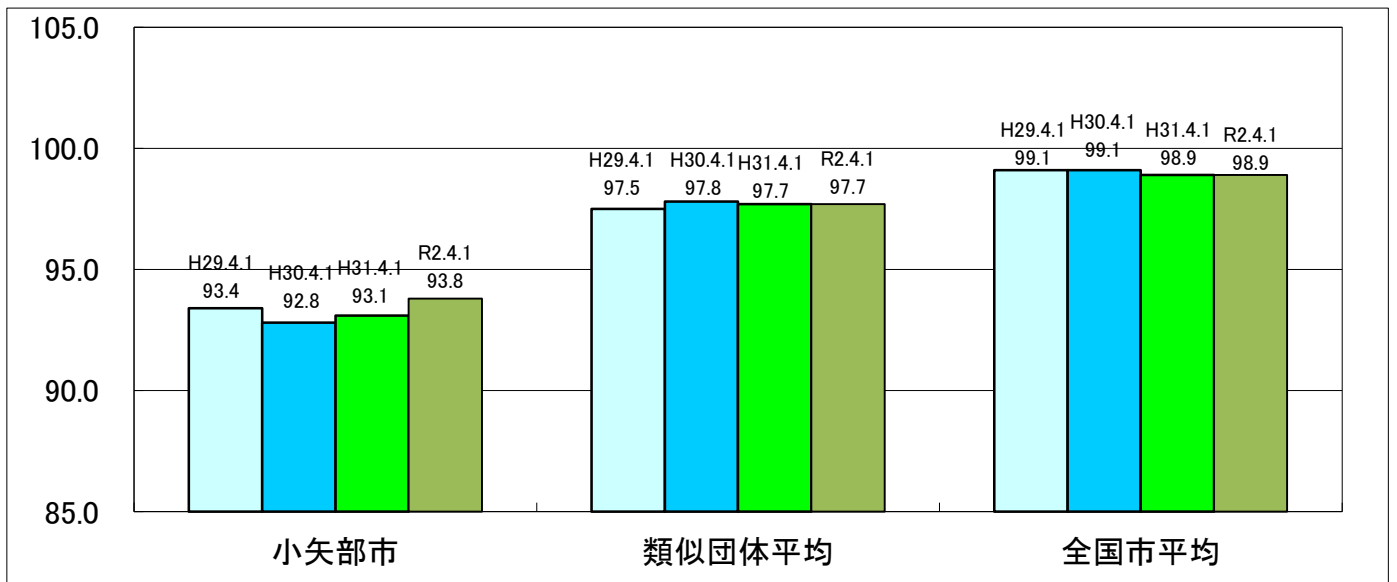
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 元年度	人 234	千円 832,103	千円 128,113	千円 318,109	千円 1,278,325

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,463	千円 5,793

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

支給なし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小矢部市	42.7歳	296,236円	355,509円	327,061円
富山県	43.8歳	327,001円	397,070円	356,148円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.2歳	314,534円	371,816円	342,458円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小矢部市	57.5歳	4人	269,825円	276,328円	269,825円
うち用務員	60.0歳	1人	—	—	—
富山県	57.7歳	20人	286,698円	311,148円	293,423円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円
類似団体	51.8歳	16人	299,445円	326,493円	311,455円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 本市の用務員の平均給料額等については個人情報に配慮し公表を控えている。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		小矢部市	富山県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	円	147,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

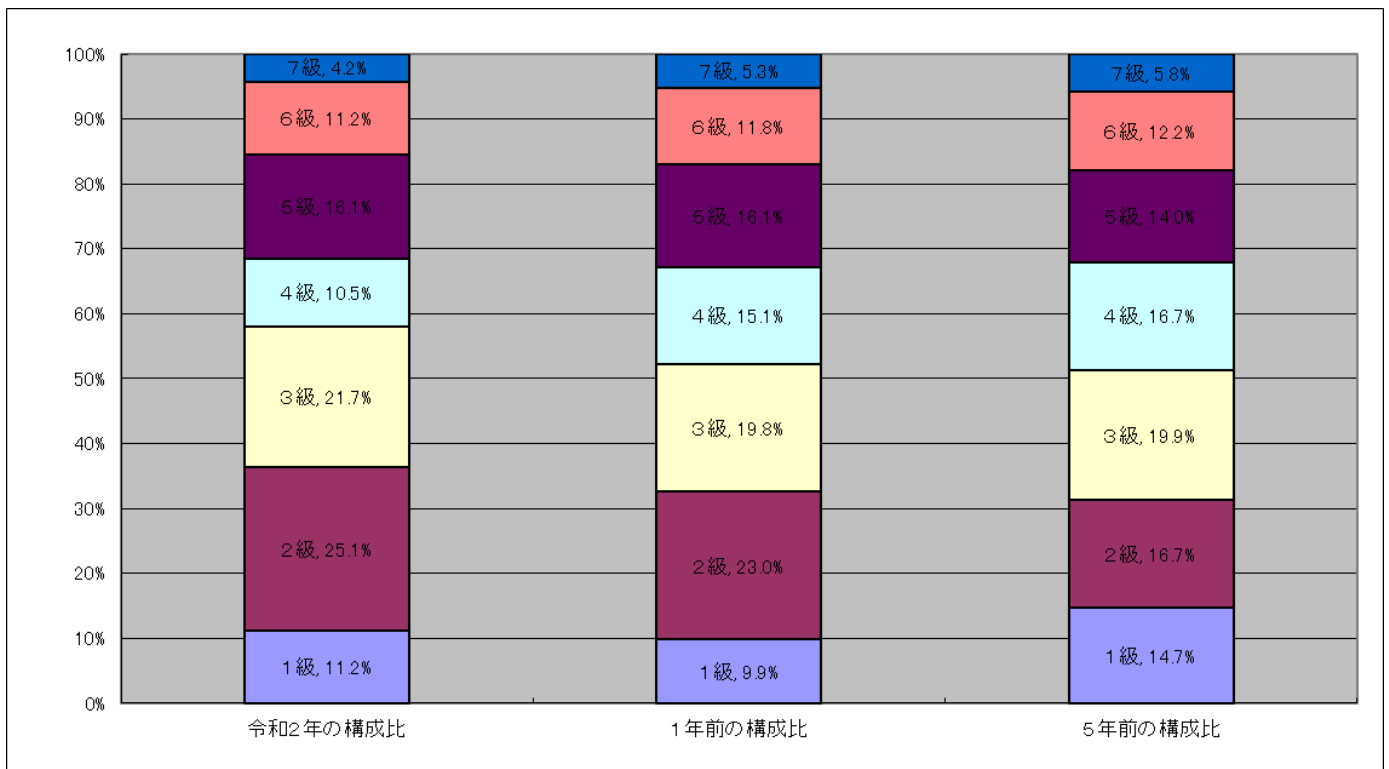
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,900円	362,000円	390,200円	404,500円
	高校卒	— 円	— 円	325,900円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	295,500円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	16人	11.2%	146,100円	247,600円
2級	主事・技師	36人	25.1%	195,500円	304,200円
3級	主任	31人	21.7%	231,500円	350,000円
4級	主査	15人	10.5%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	23人	16.1%	289,700円	393,000円
6級	次長・課長・班長	16人	11.2%	319,200円	410,200円
7級	部長・理事	6人	4.2%	362,900円	444,900円

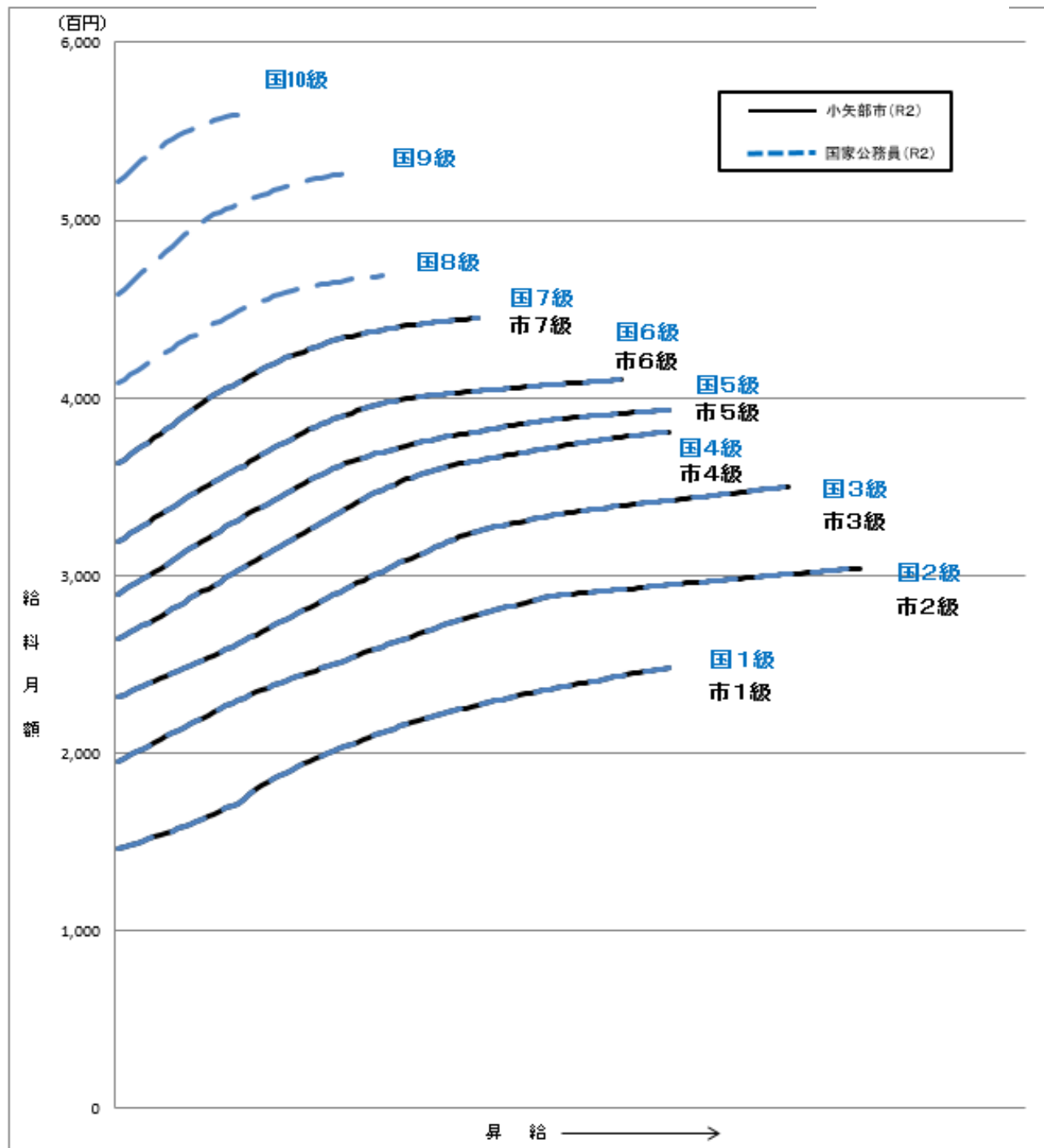
- (注) 1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

令和2年4月1日時点



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 矢 部 市	富 山 県	国
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,448千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,677千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

小 矢 部 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 勸奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 勸奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 定年・勸奨 20,881千円 自己都合その他 11,167千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給なし。

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	336千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	14,013円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	9.5%		
手当の種類（手当数）	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務課職員等	市税等の徴収・滞納処分業務	日額 200円
伝染病作業手当	生活環境課職員	伝染病の防疫作業等	日額 500円
行旅死病人業務手当	社会福祉事務所職員	①行旅死亡人取扱い業務 ②行旅病人の救護業務	① 1件 2,000円 ② 1件 1,000円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所職員	生活保護者の面接、調査等	日額 200円
牧野作業手当	稲葉山牧野職員	牧野作業従事	月額 4,000円
用地交渉手当	都市建設課職員等	用地取得等交渉業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	57,365千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	356千円
支給実績（30年度決算）	60,577千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	367千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和元年度決算)
扶養手当	(1)扶養親族1人につき6,500円、ただし子は10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		20,617千円	236,976円
住居手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同じ		6,435千円	229,825円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	11,531千円	61,995円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異なる	31,947千円	491,492円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急時（週休日等）に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異なる	654千円	15,951円
休日勤務手当	休日に勤務したときに支給	同じ		1,786千円	19,629円
宿日直手当	①本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受、庁内の監視 4,400円/回 (勤務時間5時間以内は2,200円/回) ②稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務 5,300円/回 (勤務時間5時間以内は2,650円/回)	同じ		1,239千円	137,689円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	830,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000円 / 445,000円
	副 市 長	710,000円	794,000円 / 512,000円
報 酬	議 長	445,000円	528,000円 / 327,000円
	副 議 長	390,000円	462,000円 / 279,000円
	議 員	360,000円	431,000円 / 259,000円
期 末 手 当	市 長	(令和元年度支給割合) 3.40月分	
	副 市 長	(令和元年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×在職月数÷12 16,600千円 任期毎	
	副 市 長	給料月額×280/100×在職月数÷12 7,952千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

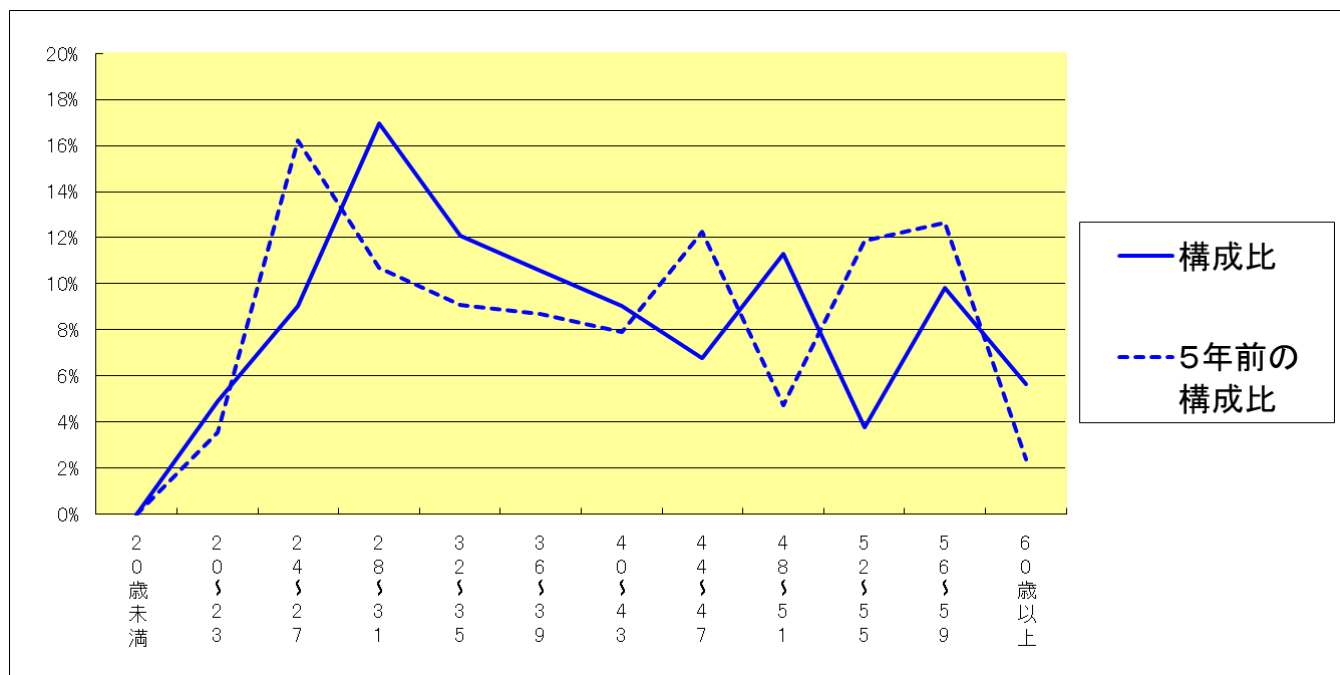
(各年4月1日現在)

			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	4	1	議事調査機能強化のための調整 給与支払業務集約に伴う体制強化
		総 務	56	55	1	
		税 務	15	15		
		労 働	1	1		
		農林水産	20	17	3	
		商 工	5	4	1	
土 木		15	17	△2		
民 生		80	78	2		
衛 生	20	17	3	地籍調査事務本格化に伴う体制強化 商工業行政強化のための調整 課の再編統合による調整 統合こども園新設等に伴う体制強化 環境行政の機能強化のための増		
	小 計	217	208	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.89人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.44人)	
	教育部門	25	22	3	市民図書館新設に伴う体制強化	
	消防部門	0	0			
	小 計	242	230	12d	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.23人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.11人)	
公営会計 企業部 等門	水 道	7	7		下水道事業移管に伴う体制強化	
	下 水 道	7	6	1		
	そ の 他	9	9			
	小 計	23	22	1		
合 計			265 [267]	252 [254]	13 [13]	<参考>人口1万人当たり職員数 88.98人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	24人	45人	32人	28人	24人	18人	30人	10人	26人	15人	265人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		209	209	208	210	208	217	8 (3.8%)
教育		22	24	21	19	22	25	3 (13.6%)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計		231	233	229	229	230	242	11 (4.7%)
公営企業等会計計		21	20	21	21	22	23	2 (9.5%)
総合計		252	253	250	250	252	265	13 (5.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 元年度	538,105	64,798	33,319	6.2	5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 元年度	7	24,898	4,386	9,789	39,073	5,582	6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小矢部市	37.2 歳	300,271 円	462,789 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小矢部市（水道事業）	小矢部市（一般行政職）
1人あたり平均支給額 (令和元年度) 1,172千円	1人あたり平均支給額 (令和元年度) 1,448千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

小矢部市（水道事業）			小矢部市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	該当無し		定年・勸奨	20,881千円	
自己都合その他	該当無し		自己都合その他	11,167千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

水道事業については、退職者が1名のみであるため非公表とする。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給なし。

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		0.00%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
塩素取扱手当	水道職員	塩素取扱い業務に従事	0千円	日額 250円
業務手当	水道職員	滞納使用料等の徴収	0千円	日額 200円
用地交渉手当	水道職員	用地取得等交渉業務	0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	2,170千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	310千円
支給実績（30年度決算）	2,214千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	316千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和元年度決算)
扶養 手当	(1)扶養親族1人につき6,500円、ただし子は 10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末まで の間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		146 千円	73,000 円
住居 手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同じ		356 千円	178,000 円
通勤 手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	238 千円	33,943 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の 区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	797 千円	796,800 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務した場合に 支給 6時間以下 4,000～ 8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異 なる	0 千円	0 円
休日勤務 手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		103 千円	17,165 円